

【論文】

エイブリズム論は何を問うのか

—その生成の文脈、意味、可能性—

What does ableism theory ask?
: the context, meaning, and possibilities of its creation

田中 耕一郎(北星学園大学)

要旨

本稿では、主として英米のエイブリズム論をめぐる先行研究を素に、エイブリズム論が生成された文脈とそこに見られた問題意識を検証したうえで、批判的障害学(CDS)の二つの焦点に即したエイブリズム概念の意味とその展開可能性について論じ、最後に、未だエイブリズムに焦点化した研究が希薄な日本の障害学に対するエイブリズム論のインプリケーションについて検討することを目的とした。

具体的には、エイブリズム論の問いを①エイブリズムの機能の可視化、②エイブリズムが創出する抑圧を被る人々の複雑な経験の可視化、③エイブリズムにおける特権の可視化、④エイブリズムへの抵抗とオルタナティブの可能性の開示、の四点から考察した。さらに、日本の障害学へのインプリケーションとして、①既存のパラダイムの課題との対峙、②広狭のエイブリズム概念の使い分けの効用、③多声性の確保と新たな連帯の可能性、④近代批判の学としての障害学の可能性を提示した。

Keywords: エイブリズム, 批判的障害学, 障害者差別, インターセクショナルリティ

はじめに

21世紀に入り、批判的障害学(Critical disability Studies: 以下 CDS)において、エイブリズム(ableism)をめぐる議論が活性化してきた。オーバボウが言うように、フェミニズムが家父長制の規範の下で生まれたように、障害学がエイブリズム社会の規範の影から生まれたものであるとすれば(Overboe 2007:223)、障害学(以後、特に断りを入れない限り、旧来の障害学と CDS を総称して『障害学』を使用する)がエイブリズムを焦点化したことは必然であったと言える。しかし、社会モデルの生成からエイブリズム概念の出現まで、十数年のタイムラグがあったという事実において、障害学が自覚的

にエイブリズムと対峙するためには、固有の文脈が必要であったとも言える。そして、もし日本の障害学が自らの変革とさらなる深化を求める志向性においてこのエイブリズム概念を摂取しようとするなら、先ずはこの固有の文脈を辿る作業が必要だろう。

20世紀後半に萌芽・展開した障害学を基礎としつつも、それへの再帰的な問い直しによって新たな障害(本稿では、ディスアビリティのみならずインペアメントも含む語として『障害』と記す)の知を探求する CDS において、エイブリズム概念による研究は大別して二つの焦点がある。一つは従来の障害学の問題意識を継承しつつ、障害者差別の根底にあるイデオロギーとしてのエイブリズムを可視化させると

ともに、このイデオロギーが創出・再生産する障害者差別の固有のあり様を析出し、それを批判することである。そして、もう一つは、このエイブリズムの持つ汎用的かつインターセクショナルな意味と機能、その効果を析出し、批判しつつ、同時に、エイブリズムによる多様な抑圧の政治と闘う人々との連帯を求めることである。

CDSにおけるこの二つの焦点は、それぞれにおける有用性に即して、エイブリズム概念を規定してきたと言えるが、しかし、CDSのこの二つの焦点から規定され、故に大きく二つに類型化されるエイブリズム概念を精緻に検討し、その意味と機能、可能性、両者の関係性を考究した研究は、日本においてはもとより、CDSの展開を牽引する英米においても見ることができない。

また、日本の障害学に目を移せば、エイブリズムという語を用いた論考は散見されるものの(例えば星加 2013, 石島 2015, 久野 2018, 後藤 2022 など)、決して多くはない。エイブリズムは「健常者中心主義」(=Taylor 2022), 「健常主義」(石島 2015), 「障害者差別主義」(長瀬 2022: 72), 「能力差別主義」(後藤 2022)などと訳されることがあるが、定訳も未だ存在しない。例えば石島における、反優生思想とエイブリズム批判の比較を通した両者の実践的有効性の析出は、日本の障害学におけるエイブリズム論の起点ともなりうる論考であると言い得るが、CDSにおけるエイブリズム概念の精緻な検証に基づく、日本の障害学へのインプリケーションの検討については、未だ手つかずの状況にあると言える。

そこで、本稿では、主として英米のエイブリズム論をめぐる先行研究を素に、このエイブリズム論が生成された文脈とそこに見られた問題意識を検証したうえで、CDSの二つの焦点に即したエイブリズム概念の意味とその展開可能性について論じ、最後に、未だエイブリズムに焦点化した研究が希薄な日本の障害学に対するエイブリズム論のインプリケーションについて考えてみたい。

1 エイブリズム論の文脈とその問題意識

CDSの始動において、いわゆる20世紀後半の大陸の哲学が理論的背景にあったことは事実であり、エイブリズム論もまたその影響を強く受けているのだが、しかし、エイブリズム論の萌芽には、障害学としての固有の文脈があったこともまた事実である。ここでは、この障害学におけるエイブリズム論の萌芽をめぐる固有の文脈を、①社会モデルの課題への対応(理論的文脈)、②ネオリベラリズムへの抵抗(政治的文脈)、③障害者運動の課題との対峙(運動論的文脈)という三つの文脈から確認しておきたい。

(1)社会モデルの課題への対応：理論的文脈

まず、障害学に内在的な理論的文脈として、社会モデルの課題への対応がある。周知の通り、社会モデルは障害をインペアメントとディスアビリティに区別したうえで、社会的抑圧としてのディスアビリティに焦点を当てながら、その不当性を暴露し、ディスアビリティに対する障害者たちの抵抗の正当性を主張してきた。しかし、既に多くの論者が指摘してきたところであるが、インペアメントとディスアビリティの二元論に立脚したディスアビリティへの焦点化によって、社会モデルはインペアメントを自然化し、身体的重要性・多様性から注意を逸らすことになった(Clifton 2020:12)。これらの指摘には大別すると二つの論点が含まれていた。一つはインペアメントの身体を持つ個々の経験の軽視であり、もう一つはインペアメントそのものの構築性の不問である。

前者の論点は、1990年代初頭から、ジェニー・モリスらフェミニスト障害学において提起されたものであるが(Morris 1991)、個々のインペアメント経験とその語りの重要性を提起する彼女らの社会モデル批判は、インペアメントによる辛苦・痛苦の語りをはじめとして、エイブリズムによる「正常な身体」規範から逸脱する障害者たちの「生きられた身体」の多様な語りを生み出し、やがてクィアやクリップの概念との出会いを通して、エイブリズムにおける「正常な身体」規範を攪乱する語りへ、さらには、エイブリズムへの囚われからの解放を志向する「抵抗す

る身体」(Beckett & Campbell 2015:5)をめぐるエイブリズム論へと展開してゆく。

そして、このディスアビリティへの焦点化に伴うインペアメントの自然化に対する批判は、インペアメントそのものの構築性を不問にしたという後者の批判に接続する(ただし、後で述べるようにそれは単なる順接ではない)。すなわち、社会モデルにおけるインペアメントの軽視、換言すれば、社会モデルの脱身体化された理論(後藤 2005:412)は、その後、修正を迫られてゆくことになるのである。

ただし、前者の「個々の障害者のインペアメント経験の軽視」を批判したモリスらの主張を継承する議論が、インペアメントに伴う痛苦の軽視を批判するために、インペアメントの(つまりは身体の)物質性の徹底した解体に反対するのに対して、後者の「インペアメントの構築性」を主張する論者の一部は、社会的構築とは無縁の<基盤的な物質性>というものを徹底的に問題視するために、”確信犯”的にラディカルなポスト構造主義的立場に立つ(後藤 2005:412)という点において、両者は袂を分かつことになる。やがて、後者のポスト構造主義の立場における議論は、セックスもジェンダーと同様に社会的・文化的に構築されたものであることを主張したジュディス・バトラーの理論に影響を受けつつ、「正常な身体」を仮構し、それを規範化するエイブリズムの文脈において、インペアメントが「客観的で自然な事実」として構築されるプロセスの析出、言い換えるなら、インペアメントが(バトラーの言葉を借りれば)パフォーマンスにどのような現象を生み出しているのかを析出する方向へと向かうことになる。

(2)ネオリベラリズムへの抵抗：政治的文脈

さて、次に、エイブリズム論の萌芽に係る二つ目の文脈、すなわち、浸透するネオリベラリズムの抵抗という政治的文脈を確認しておこう。

グッドレイとロウソンは、ネオリベラリズムに求められる「人間」規範を、自己完結性、自律性、独立性という教義の強調を意味するネオリベラリズム

ラル-エイブリズム(neoliberal-ableism)と概念化し(Goodley & Lawthom 2019:233)、人々は自らをして「機能的な新自由主義的自己 the functioning neoliberal self」(Goodley 2014:28)へと駆り立てざるを得ない状況にあることを示している。この他者との関係を切断され、限りなく原子化され、ゆえに空虚化されたとも言う「個」の能力の発揮を規範化するネオリベラリズムは、公共的なものからの国家の撤退と市場の発動、すなわちポスト福祉社会を志向するものであり、その政策的具現化は、例えば英国の「社会的ケアの危機 Social Care Crisis」に見るように、社会的ケアをはじめとする公共サービスの縮減によって進行しつつ、より弱き立場に置かれた者たちを「さらに叩く The Hardest Hit」政策として展開されてゆく。それはまさに「死への廃棄」(フーコー)の様相を見せてきたのだが、この廃棄は自己責任化によって巧妙に不可視化されている。排除は見えやすく、故に告発も抵抗もしやすい。しかし、グッドレイらが定式化したネオリベラル-エイブリズムはより狡猾だ。それは多様性を謳いながら包摂しつつ、「できること」を励ましながら、個々の能力の発揮を新しいテクノロジーや障害者個々の努力によって駆り立ててゆくのである。例えばミッシェルとスナイダーは、うまく能力化された障害者の身体を「健全な障害者 able-disabled」と呼び、これらの身体が新自由主義経済への参入機会を得る一方で、多様性、平等、成功の象徴として称賛され、価値化される様子を描写している(Mitchell & Snyder 2010:115)。¹⁾

エイブリズム論は、ネオリベラリズムによって進行するこのようなポスト福祉社会において、時代的な必然性を伴って出現したと言える。それは、どの人間、どの身体がネオリベラリズム下の資本において評価されるのか、或いは衰弱させられるのかを再考することを促しつつ、そこでどのようにエイブルな人間と身体が規範化されてゆくのかを析出してゆくための枠組みを提示する。さらに言えば、それはネオリベラリズムが求めるエイブルな身体を批判することにどまらず、ネオリベラリズムが人間の規範化

によってそこに耐えがたい残酷さを産出し続けるのであれば、それに抵抗するエイブリズム論は『人間』であることに抵抗すべきだ」(Goodley & Lowthom, 2019:246)と提起する。この脱「人間」宣言とともに、エイブリズム論はクリップ理論やポストヒューマンの議論などと接合しつつ、ネオリベラリズムが求めるそれとは異なる、新たな／もう一つの人間と社会のあり方の提示を試みてゆくことになる。さらにこの議論は、エイブリズムによる抑圧への認識を基に、多様な反抑圧の政治との連帯を求める地平、いわば、エイブリズムへ対抗する^{コモン} 共を拓こうとする志向へつながるものであると言えるだろう。

(3) 障害者運動の課題との対峙：運動論的文脈

さて、エイブリズム論の萌芽に係る三つ目の文脈としてあげられるのは、障害者運動の課題との対峙という運動論的文脈である。ここでは、二つの論点においてこの文脈を見てゆこう。

一つは、上に見たネオリベラリズム下における障害者たちの苦境への抵抗という運動論的な論点である。ネオリベラリズム的緊縮財政が招来する社会的ケア切り捨ての政治責任の放棄、そして、このエイブリズムからの「逸脱」(例えばディスアビリティによる困窮)の自己責任化、さらには福祉を求める「やつら」への侮蔑とヘイトの喚起、などの露骨な拡大状況への抵抗において、これまでの障害者運動が獲得し錬成してきた知は、有効な資源とはなり難かった。ゆえに、現代の障害者運動に対して「(抵抗の—引用者)道を失っている」(Beckett & Campbell 2015:16)という悲観的な評価が投げかけられてきたのだ。エイブリズム論が切り拓こうとしているのは、まさに現代の障害者運動が、ネオリベラリズムによる「死への廃棄」に抵抗するための新たな知性であると言えるだろう。

エイブリズム論の運動論的文脈における二つ目の論点は、障害者運動に内在するエイブリズムと、それによってもたらされる「障害の政治」²⁾における代表性の偏りという論点である。キャンベルが言うように、エイブリズムが「市民社会の手続き、構造、

制度、価値観を超え、知識の歴史の中に明確に位置づけられ、文化の中に深く、そしてサブリミナルに埋め込まれている」(Campbell 2009:19)のであるならば、障害者運動もまたエイブリズムから自由ではない。つまり、エイブリズムの社会の中で生きる障害者・障害者運動もまた、意図せずとも、絶えずエイブリズムを取り込んでしまうという問題を内包させているのである(後藤 2022:113)。また、障害者運動におけるエイブリズムは、このように、単にエイブリズムの社会からの汚染や内面化という、いわば受動的側面においてのみ捉えることも適切ではない。なぜなら、障害者運動が集団的かつ組織的にエイブリズムと対抗するためには、「われわれ」という障害者アイデンティティを意図的かつ選択的に供給しつつ、集団組織の凝集性を高め、その政治力を強化してゆく必要があるからだ。このアイデンティティの供給とは、「われわれ」の境界を定めることであり、ここでは、常にある者が受け入れられ、ある者は排除されてゆく。

エイブリズム論は、障害者運動という「障害の政治」において、誰が代表に立ち、誰が声を発してきたのか、そして、その影で、誰が不可視化され、誰が沈黙に留まったのかを問い直す契機を障害者運動にもたらすことになる。エイブリズム論における代表性の問い直しが、障害者運動に対して、エイブリズムに寄り掛からない運動のフレームの再構築を促しつつ、より開かれたコミュニティをもたらすことになるのか、それとも、アイデンティティの拡散や曖昧化によって運動の衰退をもたらすことになるのかは、未だに不鮮明ではあるものの、少なくともエイブリズム論の萌芽の背景には、障害者運動の成熟において重要かつ不可避の課題を問うという運動論的文脈もあったのである。

2 エイブリズムとは何か

さて、上述のような文脈において萌芽し、21世紀に入って活性化するエイブリズム論だが、その主要な道具となるエイブリズム概念そのものの意味を詳細に検証する作業は、未だ十分になされているとは

言い難い。喩えるなら、エイブリズム論におけるエイブリズム概念という道具は、じっくりと検分されるよりも先に、さまざまな用途に使われ始めているような状況にある。ここでは、エイブリズムを、冒頭述べたように、CDSの二つの焦点と関連づけながら、その輪郭を描き、この概念の持つ意味と意義、そしてその可能性について検討したい。

(1)障害者差別の固有の実態分析・批判のためのエイブリズム概念(狭義のエイブリズム)

CDSにおける一つの焦点は上述の通り、障害者差別の根底にあるイデオロギーを可視化させるとともに、障害者差別の固有のあり様を析出し、それを批判することにある。この焦点にアプローチするための概念的道具として、エイブリズムはまず、障害者差別の根底にある<健常>の優位化のイデオロギー、プロセス、実践のつながりを示す概念として意味づけることができる³⁾。この健常優位のイデオロギーと解せるエイブリズムは、必然的に「健常ではないもの」、すなわち<障害>を創出し、それを否定的に意味づけてゆくことになる。つまり、エイブリズムとは健常を優位化すると同時に、健常との差異としての障害を意味的に構築し、障害者への差別・抑圧へ連動してゆく概念であると言える。このように、健常の構築とその優位化は、同時に障害の構築とその劣位化を意味するため、エイブリズムとディスエイブリズムを同義として捉える論者もいる(Campbell 2009:5)。しかし、筆者はこの両者の概念的な区別が必要だと考える。その理由を以下二つ提示する。

一つ目は、エイブリズムをディスエイブリズムと同義とすることは、エイブリズムを障害の構築とその劣位化のイデオロギーとしてのみ狭く定義づけることになり、本章(2)で見ると、エイブリズムが本来持つであろう、障害以外の被抑圧の政治を析出し批判するインターセクショナルな可能性を束縛することになるからである。エイブリズムとディスエイブリズムは確かに接続するが、両者を区別することで、エイブリズムの持つこの概念的意義を担保することができる。

では、より限定的に、障害者差別の実態分析・批判のための限定された概念としてエイブリズムを用いる場合、エイブリズムをディスエイブリズムと同義と把握することは妥当だろうか。筆者はこの限定的な使用においても、エイブリズムとディスエイブリズムとの区別が必要であると考え。その理由が二つ目の理由である。確かにエイブリズムによって、(もし、それが存在するとして)「健常な人間」がそのデフォルトとして持つべきアビリティと、その能力を持ち得ない、或いは低減したディスアビリティは同時に仮構されるが、この両者を構成する要素はそれぞれに異なる。例えばグッドレイは、アビリティにおいては、合理的な、正気の、幸福な、自律などを、また、ディスアビリティにおいては、感情的、狂気の、悲しい、依存などを対置している(Goodley 2018:17)。つまり、エイブリズムが提示する健常を仮構する要素と、反射的にディスエイブリズムが仮構される時の(否定的に意味づけられた)要素は異なるのである。さらに言えば、ディスエイブリズムを構成する要素は、確かにエイブリズムにおいて否定性が付与されるが、この否定性はあくまでもエイブリズムによる一方的な意味付与であって、ディスエイブリズムにおいては、その否定性を自らクリアすることによって(ここでは問い直す、再考を促すという意味)ことによって、もう一つの人間と社会のあり様を拓く可能性に開かれている。この可能性を確保するためにも、エイブリズムとディスエイブリズムの概念的な区別が必要だと筆者は考えている。

したがって本稿では、障害者差別の固有の実態分析・批判におけるエイブリズムを、上述の通り、健常の優位化の信念、プロセス、実践の連なりとして捉え、本章(2)で述べるもう一つのエイブリズム概念と区別するために、<狭義のエイブリズム>と呼ぶことにする。また、ディスエイブリズムについては、この狭義のエイブリズムによって他者化された障害者に対する差別を正当化する信念、および差別創出のプロセスや実践として操作的に定義づけておきたい。この両者の関係について、「エイブリズムは、ディスエイブリズムが成長するためのちょうどよい温度と

栄養分を提供する」(Goodley 2014:78)というグッドレイの言葉が正鵠を射ていると思われる。

(2)特定の集団の<非人間化>を批判するためのエイブリズム概念(広義のエイブリズム)

このように、エイブリズムは先ず、健常の優位化による狭義のディスエイブリズム、すなわち障害者差別の固有性をめぐる議論の文脈において創出され錬成されてきた概念であるが、しかし、CDSにおけるエイブリズム論はそこにとどまらず、より広く、汎用的な概念としてエイブリズムを把握し、活用しようとしてきた。それは、特定の集団を非人間化する概念としてのエイブリズムである。本稿ではこれを<広義のエイブリズム>と呼ぶことにしよう。この議論において、広義のエイブリズム概念は狭義の概念において用いた「健常」という言葉を、キャンベルの言うような「完璧で、典型的な種であり、したがって本質的で完全な人間として投影される特定の種類の身体(身体的基準)」(Campbell 2001: 44)へと読み替える必要がある。このような読み替えによって、エイブリズムは障害者差別の文脈から解放され、より広い政治的文脈における汎用性を得ることができる。なぜなら、<特定の種類の身体(身体的基準)>からの逸脱体として位置づけられ、意味づけられるのはひとり障害者だけではないからである。

この<身体(身体的基準)>に、特定の心身機能、性および性的指向、肌の色、人種、民族、宗教的信条、外観(肥満、高身長、低身長、美醜など)などが含意される時、広義のエイブリズムは、救うに値する、守るに値する、称えるに値する「価値ある人間」と、そのような人間的な扱いを否定される「価値なき人間」或いは「非人間」とを区分していく。したがって、広義のエイブリズムは社会的・文化的・政治的・歴史的に構築された正常性、生産性、望ましさ、知性、卓越性、適正、文化、年齢、外見、宗教、出生、健康など(Beckett & Lawson 2021)を包含する<身体(身体的基準)>に基づいて、人の価値、或いは人であることそのものを決定する。ゆえに、広義のエイブリズムは優生学、反黒人主義、植民地主義、女性差

別、性的マイノリティへの差別、動物の搾取、障害者差別を横断するのである⁴⁾。

(3)広狭のエイブリズムの関係

このように、狭義のエイブリズムにおけるアビリティが、限定的に「障害のない状態=健常」を意味するのに対して、後者の広義のエイブリズムにおけるアビリティは、<身体(身体的基準)>をアレンジすることで、政治的にいくらかでも捏造され、拡張される。ゆえに広義のエイブリズムは狭義のエイブリズムを包摂するが、CDSにおいてこの両者は通常、CDSの二つの焦点において使い分けられている。上述の通り、CDSの一つの焦点は、ディスエイブリズムの固有性とその生成プロセスなどの分析であり、それは狭義のエイブリズムの概念を用いることによって可能となる。先行の研究の一例をあげると、例えば、この狭義のエイブリズムによる健常/障害の二元論に対する批判的検討(Calder-Dawe et al 2020など)、狭義のエイブリズムの起源にある障害恐怖をめぐる議論(Scuro 2018)、また、ベン・モシェにおける障害者の疎外や施設隔離の正当化プロセスをカーセラル・エイブリズム(carcerale ableism)という概念で論じた研究(Ben-Moshe 2020)などがある。

CDSのもう一つの焦点は、これも既述の通り、エイブリズムの持つ汎用的かつインターセクショナルな意味と機能、その効果を析出し、批判的に検討することである。この研究では広義のエイブリズムがその有効な分析道具となる。同じく先行研究の一例をあげると、この広義のエイブリズムが規定する人間概念を批判的に検討する研究や(Goodley 2014)、これら人間概念が資本主義やネオリベラリズムのイデオロギーと広義のエイブリズムとの交差において現出しつつ、いかに機能しているかを検証する研究(McRuer 2006)、そして、広義のエイブリズムの基準としての規範的身体の攪乱や、この規範からの脱却を志向し、新しい唯物論やドゥルーズ=ガタリの哲学を援用しつつ、アッサンブラージュとしての身体のあり様とその可能性を提示する研究(Stephanie 2015など)、さらには仮構された人間批

判からポストヒューマンの議論に至る研究など (Goodley et al 2014 など)がある。加えて、広義のエイブリズム批判によって可視化される多様な抑圧の政治と障害との交差性に着目した研究も少なくない。例えば、障害とコロニアリズム・ポストコロニアリズム(Hutcheon 2020 など)、グローバル・サウス・移民・難民(El-Lahib 2015 など)、人種(Bell 2011 など)、ジェンダーやクィア(Sandahl 2003 など)、動物(Wrenn, et al 2015, Taylor=2020)などとの交差的研究である。

この広義のエイブリズムの交差性への着目は、CDSにおいて、広狭のエイブリズムの相互補完的機能に係る認識をもたらし、この両者の概念の使い分けから、さらに、両者を往還する交差性分析という視点と方法論を CDS にもたらすことになった。例えば、CDSにおいて、広義のエイブリズムにおける人種・民族差別と、狭義のエイブリズムにおける障害者差別が共同して、互いに強め合い、借用し合っているという指摘がある(Melinda 2019:17)。それはおそらく、コロニアリズムにおいて、その地の先住民は狭義のエイブリズムによって、「障害者化」・「病理化」されることにより、あらゆる介入(治療・保護・撫育・教育から民族浄化まで)が正当化される「対象」となる、というような例であろう。このように、広義のエイブリズムにおける先住民、有色人種、女性やクィア、動物などへの抑圧と差別の正当化において、狭義のエイブリズムによる「障害者」は、「人間ではないモノ」、「人間以下のモノ」、「人間より低価値なモノ」を示すシニフィアンとして効果的に活用されるのである。

その逆もまたありうる。つまり、狭義のエイブリズムにおける「障害(者)」の低価値化の正当性を確保するために、広義のエイブリズムが活用される場合である。例えばそれは「障害者」を「異人種」や「動物」と意味づけ、隔離し、虐待し、ネグレクトするような例である(Goodley, et al 2021: 39)。CDSにおける広狭のエイブリズム概念の獲得は、このような交差性を析出するための有効な道具の獲得であったとも言えるだろう。

3 エイブリズム論は何を問うのか

最後に、エイブリズム論における問いの意味とその意義について考えたうえで、それが日本の障害学へどのようなインプリケーションとなり得るのかを提示したい。

(1)CDSにおけるエイブリズム論の問い

ここでは、CDSにおけるエイブリズム論の問いを四つの点から確認したい。

第一に、エイブリズム論は、狭義のエイブリズムにおける障害と、広義のエイブリズムにおける多様な抑圧の創出をもたらすエイブリズムの機能を可視化させることを志向している。エイブリズムが「できる」ことの「イズム=主義」である以上、そこでは「できるようになる」ことを求める機能が社会的圧力としての強制力をもって発揮されることになる(McRuer 2006)。エイブリズムが「できるもの/できないもの」の区分(スラッシュ)を構築し、前者を「価値ある人間」として、後者を「価値なき人間」あるいは「人間たりえないもの」として優劣の価値を付与し、そして、この「できないもの」を他者化し、さらに、これら他者を矯正・差別・排除・抹殺の対象として規定してゆく時、(障害の有無に関わらず)人は「エイブルであること」へ駆り立てられてゆく。

CDSにおいて、このようなエイブリズムの機能、すなわち、「価値なき人間」「人間たりえないもの」をカテゴリカルに創出する機能とそのプロセスを析出することが一つの重要な問いとなっている。キャンベルが指摘するように、エイブリズムの機能による被害の可視化というこの作業は、研究者に倫理的に要請される作業であるとも言える(Campbell 2008:159)。

CDSにおけるエイブリズム論の第二の問いは、このようなエイブリズムによるカテゴリカル・プロセスが創出する抑圧を被る人々の複雑な経験とはどのようなものか、という問いである。エイブリズムの残酷さを抉り出すためには、エイブリズムによって否定された個々の生きた身体の複雑な経験について語る必要があるのだが、この個々の複雑な経験の可

視化は単にエイブリズムへの抵抗にとどまらず、後に述べるエイブリズム論の四つ目の問いである「エイブリズムへの抵抗とオルタナティブの可能性の開示」へ接続してゆく。なぜなら、人はエイブリズムによる一方的な被害だけではなく、エイブリズムに対する抵抗や挑発、からかいや攪乱などの実践の主体者にもなり得るからだ。

CDS のエイブリズム論における三つ目の問いは、エイブリズムにおける特権とは何か、という問いであり、また、その特権の不当性を暴くための問いであろう。かつてダイアは「人種は非白人にのみ適用される」(Dyer 1997:13)と述べたが、人間である基準は通常、それが基準であるがゆえに名指しされない。エイブリズムの文脈で言うと、「エイブルな人」は人間の基準であるため、特定の表象によって名指しされないのだ。名指しされるのは常にこの基準から逸脱するものだけである。したがって、エイブリズムとこのイデオロギーによって創出・維持される特権は常に巧妙にその姿を隠している。ゆえに、もし、狭義のエイブリズムによる健常者特権に抵抗しようとするなら、まずはあらゆる次元、文脈、場面において(時に、エイブリズムと闘う『障害の政治』においても)エイブリズムを可視化させる作業が不可欠なのである。このようなエイブリズムとそれが創出する特権の暴露は、エイブリズムが依拠する身体と精神の規範とその規範を再生産し続ける言説を問い直すことになるが、その作業は単に言説批判の次元にとどまるものではない。それは、上述の通り、「あらゆる次元、文脈、場面」における規範の問い直しを意味するのであり、必然的に、政治、政策、法律、経済、教育、社会制度に内在するエイブリズムとそれが創出する物質的な特権に対する抵抗をもたらすものである。

このエイブリズムによる特権の暴露は、CDS のエイブリズム論の四つ目の問い、すなわち、エイブリズムへの抵抗とオルタナティブの可能性の開示をめぐる問いへとつながる。なぜなら、特権的アイデンティティが構築される方法(白人性、健常者性、異性愛者性など)を明らかにすることは、「支配的なアイ

デンティティの 카테고리に対する抵抗がどのように可能かを明らかにする」(Goodley 2014:45)ことでもあるからだ。この抵抗とオルタナティブの可能性の開示は、クィアやクリップの議論が目指したそのように、正常/異常を分かちスラッシュを揺さぶり、その虚構を暴露し続ける行為、言い換えれば、「人間とはかくあるべし」というエイブリズムと結びつく規範的立場や能力カテゴリーそのものを攪乱し続け、審問し続ける行為となる。CDS のエイブリズム論における、この「障害による規範の攪乱」とも言いうる行為は、エイブルであることを規範とする社会とは異なるオルタナティブを構想する問いへと連なるものである。例えばそれは「より分散的、集団主義的、アンサンブル的な人間の能力のあり方を提示する試み」(Goodley 2014:49)となり得るかもしれない。また、このオルタナティブを求める問いは、社会構想に向けられるだけではなく、(障害の有無に関わらず)自己に浸透し内面化し、自己の動因ともなっているエイブリズムを相対化し、エイブリズムに駆り立てられてきた「他者としての自己」から、エイブリズムと縁切りをした「本来の自己」の探求へ向けられるかもしれない⁵⁾。

(2)日本の障害学へのインプリケーション

ここまで見てきた CDS におけるエイブリズム論が日本の障害学にどのようなインプリケーションを提示するのかを考え、この稿を閉じたいと思う。

第一に、エイブリズム論は障害者運動や障害学における社会モデルや反優生思想を軸とする既存のパラダイムが持つ課題との対峙において有用であろう。石島が指摘するように、日本の障害者運動・障害学における反優生思想もまた、(『青い芝の会』における『健全者幻想』批判に見るように)健常の規範化に抵抗するという点ではエイブリズム論と共通している。しかし、両者は健常者/障害者の間のスラッシュを所与とするか、それを疑い、攪乱し、その解体を志向するか、という点で(石島,2015:46)、その標的と射程が異なっている。エイブリズム論が、障害者差別への抵抗において、社会モデルや反優生思想とは異

なる標的と射程において有効であるのなら、その活用が日本の障害者運動・障害学においても目指されるべきであろう。障害者差別と闘うための道具は一つである必要はないからだ。特に、障害をめぐって、グローバリゼーションやネオリベラリズムの思潮の拡大など、「社会モデルの時代」とは異なる「新たな状況」(Beckett 2015:17)が現出しているいま、日本の障害学においても、社会モデルの新しい使い方と同時に、社会モデル、反優生思想、エイブリズム論の標的や射程に応じた使い分け、或いは併用が求められているのではないだろうか。

第二に、本稿で見てきたように、エイブリズム概念の広狭の使い分けによる効果である。狭義のエイブリズム概念は、障害者差別の固有性を焦点化することに有効だが、広義のエイブリズム概念は、社会モデルがその射程に捉えることが困難であった他の抑圧とのインターセクショナルな議論や、審美的規範による差別、物質としての身体への着目によるインペアメントに伴う<痛み>への接近などに有効である。ゆえに、日本の障害学においても、議論の文脈やその焦点・対象に応じた広狭のエイブリズム概念の戦略的な使い分けが、新たな問いを喚起しうるものと考えられる。

第三に、エイブリズム論が日本の障害者運動や障害学に多声性と新たな連帯をもたらす可能性である。エイブリズム論は障害者差別のみならず、エイブリズムによる他の多様な被害者へのアドボカシーを可能にする(石島 2015:45)。それだけではない。エイブリズム論は、従来の「障害の政治」における代表性の偏りを反省的に捉え直し、そこにあった沈黙や敵対を見直す契機をもたらす可能性もある。

「親は敵だ」と叫ばなければならなかった障害者たちが置かれた切迫した状況は否定し難いものの、「敵」と名指された親たちもまたエイブリズムによる抑圧を被っていた(いる)ことも紛れもない事実である。日本の障害者運動や障害学は、エイブリズムへの着目によって、「障害の政治」におけるジェンダー、人種、知能、地政などの再審を通して、戦略的、或いは政策的に仮構され、強いられてきた敵対を、

新たな連帯や共闘へ転換してゆく必要があると思える。

第四に、エイブリズム論は、日本の障害学を近代批判の学として鍛え直す契機となり得るのではないだろうか。辰巳が言うように、CDSの問題意識は「いわゆる『近代』を支える諸前提(『人権』概念、諸個人の自律性、資本主義的『労働』を至上とした価値基準)に則った仕方では障害者の権利を要求するのに留まらず、その際に立脚されている諸前提そのものに疑いをかけ、『近代』的ではない別の政治の可能性を探究すること」(辰巳 2021:23)にある。この観点からすると、日本の障害学はCDS(およびそのエイブリズム論)によって、近代の前提となる諸価値に依りかからない、別の「障害の政治」の可能性を探求できるかもしれない。

おわりに

主として英米のエイブリズム論をめぐる先行研究を素に、このエイブリズム論が生成された文脈とそこに見られた問題意識を検証したうえで、CDSの二つの焦点に即した広狭のエイブリズム概念の意味とその展開可能性について論じ、最後に、未だエイブリズムに焦点化した研究が希薄な日本の障害学に対するエイブリズム論のインプリケーションについて考察してきた。

本稿で見てきたように、エイブリズム論は、障害者差別の原因(根源)を可視化させるとともに、「障害の政治」が他の多様な抑圧の政治と連帯しうる地平を拓くものである。さらにそれは、障害学をして、近代を根源的に批判し、そこに新しい別の世界や未来へのアクセスを拓く学問となりうる可能性を開示するものである。その意味において、日本の障害学にとっても重要な課題を提示していると言えるだろう。

本稿では、紙幅の都合により、他の類似概念(ノーマルシーやメリトクラシー、サニズムなど)との対照・比較を通じたエイブリズム概念の固有の意味と意義を検証するという、エイブリズム論の考証において不可欠な作業に取り組むことは叶わなかった。今

後の課題としたい。

【付記】

本研究は日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C)(一般)『障害の政治』における代表性の再検討:エイブリズムを手がかりとして)(令和6年度~令和8年度)による研究成果の一部である。

【注】

- 1)尤もネオリベリズムのこの寛容は決して無償でも平等でもない。マクルアーによると、「健全な障害者」の包摂は、その障害者の従属性が保たれることが条件とされるという。また、ネオリベリズム的な柔軟性は差異や多様性に対して、一定の寛容さを示すものの、同時に、障害者などの「逸脱者」は同化される能力を常に維持することが求められ続けるという(McRuer 2006:17-8)。
- 2)本稿では「障害の政治」を『『障害』をめぐる秩序の創出と抵抗・解体に係る人々の共同的な営みの総体』として捉えておく。この『『障害』をめぐる秩序』は、「障害」をめぐる規範とそれが物質化された現象として、つまり、「障害」をめぐる権力や政策、支配や自治に関わる現象として表現される。
- 3)例えば、エイブリズム論において、多くの論者が引用してきたキャンベルの議論では、エイブリズムを「完璧で、典型的な種であり、したがって本質的で完全な人間として投影される特定の種類の自己と身体(身体的基準)を生み出す信念とプロセスと実践のネットワークである」(Campbell 2001:44)と定義づけているが、障害者差別の固有の文脈におけるここでの議論では、筆者はキャンベルの言う「特定の種類の自己と身体(身体的基準)」を「健全」という言葉に置き換えて用いる。
- 4)この広義のエイブリズムに対して、CDSの一部の論者からの批判とそれへの反論の議論があるが、紙幅の都合上、本稿では取り上げない。例えば、石島(2015)やブラスウェル(Braswel 2011)、ヴェマスら(Vehmas & Watson 2014)などの議論を参照いただきたい。

5)ここで筆者が「かもしれない」という不確かな推量の表現を繰り返すのは、膨大な人々がエイブリズムによる被害の下にある時、安全な場所から無責任に楽観的な未来を描くことに躊躇いを覚えるからだ。しかし、エイブリズム論の可能性は記しておく必要はある。したがって、たとえこのような推量の表現であったとしてもそれを記しておきたい。

【文献リスト】

- Beckett, E. A. and Campbell, T(2015) The social model of disability as an oppositional device. Disability & Society, 30(2), 270-283.
- Beckett, A. E. and Lawson, A(2021) International Journal of Disability and Social Justice : Introduction and Aspiration. The International Journal of Disability and Social Justice, 1(1). (<https://doi.org/10.13169/intljofdissocjus.1.1.0005> 閲覧日:2023年8月1日)。
- Bell, C. M., ed(2011) Blackness and Disability: Critical Examinations and Cultural Interventions. Michigan State University Press.
- Ben-Moshe, L(2022) Willful subjects : Decolonizing the psychiatric institution. Barnard Center for Research on Women.(<https://www.youtube.com/watch?v=rQHHKCg9YLo> 閲覧日:2023年6月2日)。
- Braswell, H(2011) Can there be a Disability Studies Theory of 'End-of-Life Autonomy?' Disability Studies Quarterly, 31(4). (Can there be a Disability Studies Theory of "End-of-Life Autonomy?" | Disability Studies Quarterly (dsq-sds.org 閲覧日:2024年5月2日)。
- Calder-Dawe, O., Witten, K. and Carroll, P(2020) Being the body in question: young people's accounts of everyday ableism, visibility and disability. Disability & Society, 35(1), 132-155.
- Campbell, F. K(2001) Inciting Legal Fictions : 'Disability's' Date with Ontology and the Ableist

- Body of Law. Griffith Law Review, 10, 42-62.
- Campbell, F, K(2008) Exploring internalized ableism using critical race theory. Disability & Society, 23(2), 151-162.
- Campbell, F, K(2009) Contours of Ableism : The production of disability and abledness. Palgrave Macmillan.
- Clifton, S(2020) Hierarchies of power: disability theories and models and their implications for violence against, and abuse, neglect, and exploitation of, people with disability. Analysis & Policy Observatory, Commonwealth of Australia, Open Access.
(<https://apo.org.au/node/309065> 閲覧日：2024年3月12日).
- Dyer, R(1997) White. London: Routledge.
- El-Lahib, Y(2015) ABLEISM, RACISM & COLONIALISM IN CANADIAN IMMIGRATION. Degree of Doctorate of Philosophy. McMaster University.
- Finkelstein, V., French, C. and Oliver, M., eds., Disabling barriers - enabling environments. SAGE, 17-25.
- Goodley, D(2014) Dis/Ability studies : Theorising disableism and ableism. London: Routledge.
- Goodley, D(2018) The Dis/ability Complex. Journal of Diversity and Gender Studies, 5(1), 5-22.
- Goodley, D., Lawthom, R. and Runswick, C.K(2014) Posthuman disability studies. Subjectivity, 7, 342-361.
- Goodley, D. & Lawthom, R(2019) Critical disability studies, Brexit and Trump: a time of neoliberal-ableism. RETHINKING HISTORY, 23(2), 233-251.
- Goodley, D., Lawthom, R. Liddiard, K. and Runswick-Cole, K(2019) Provocations for Critical Disability Studies. Disability & Society, 34(6), 972-997.
- Goodley, D., Lawthom, R., Liddiard, K. and Runswick-Cole, K(2021) Key Concerns for Critical Disability Studies. The International Journal of Disability and Social Justice, 1(1), 27-49(<https://ijdsj.online/all-issues/vol-1-issue-1/> 閲覧日：2023年4月5日)
- 後藤吉彦(2005)「障害者/健常者カテゴリーの不安定化にむけて」『社会学評論』55(4), 400-417.
- 後藤悠里(2022)「エイブリズムに対抗する実践—香港障害者差別禁止条例制定過程を対象として」『社会イノベーション研究』17(2), 103-114.
- Hasler, F(1993) Developments in the Disabled People's Movement. In J. Swain, V. Finkelstein, S. French and M. Oliver, eds, Disabling Barriers : Enabling Environments. London : Sage, in association with The Open University. 278-284.
- 星加良司(2002)「『障害』の意味づけと障害者のアイデンティティー 『障害』の否定・肯定をめぐって」『ソシオロギス』26, 105-120.
- 星加良司(2013)「社会モデルの分岐点—実践性は諸刃の剣？」川越敏司・川島聡・星加良司編『障害学のリハビリテーション—障害の社会モデルその射程と限界』生活書院, 20-40.
- 石島健太郎(2015)「障害学の存立基盤—反優生思想と健常主義批判の比較から」『現代社会学理論研究』9, 41-53.
- Karlsson, M, M.and Rydström, J(2023) Crip Theory: A Useful Tool for Social Analysis. NORA-NORDIC JOURNAL OF FEMINIST AND GENDER RESEARCH, 31(4), 395-410.
- 久野研二(2018)『社会の障害をみつけよう—一人ひとりが主役の障害者平等研修』現代書館.
- McRuer, R(2006) Crip theory: Cultural signs of queerness and disability. New York University Press.
- Meekosha, H. and Shuttleworth, R(2009) What's so 'critical' about critical disability studies? Australian Journal of Human Rights. 15(1), 47-

- 75.
- Melinda, C, H(2019) Critical Disability Theory. Stanford Encyclopedia of Philosophy.
(<https://plato.stanford.edu/entries/disability-critical> 閲覧日:2024年3月6日)
- Mitchell, D., and Snyder, S.L.(2010) Introduction: Ablenationalism and the geo-politics of disability. Journal of literary and cultural disability studies, 4(2), 113-125.
- Morris, J(1991) Pride Against Prejudice. London: Women's Press.
- 長瀬修(2022)「障害者権利条約の審査過程と建設的対話」『季刊 福祉労働』173, 66-73.
- Overboe, J(2007) Disability and genetics : affirming the bare life. In Genes and Society : Looking Back on the Future, Special Issue. Canadian Review of Sociology, 44(2), 219-235.
- Sandahl, C(2003) QUEERING THE CRIP OR CRIPPING THE QUEER? : Intersections of Queer and Crip Identities in Solo Autobiographical Performance. GLQ: A JOURNAL OF LESBIAN AND GAY STUDIES, 9, 25-56.
- Slater, J(2017) Normalcy, Intersectionality and Ableism : teaching about and around 'inclusion' to future educators. In RUNSWICK-COLE, K et al, (eds.) The Palgrave Handbook of Disabled Children's Childhood Studies. Palgrave Macmillan UK.
- Tarrant, A(2019) When Resistance Meets Law and Policy: Disabled People and the Independent Living Counter-Narrative in Wales. The degree of Doctor of Philosophy. Cardiff School of Law and Politics Cardiff University.
- 辰巳一輝(2021)「2000年代以後の障害学における理論的展開／転回」『共生学ジャーナル』5, 22-48.
- Taylor, S(2017) Beasts of Burden: Animal and Disability Liberation. The New Press. (=2020, 今津有梨訳『荷を引く獣たち—動物の解放と障害者の解放』洛北出版)
- Vehmas, S. and Watson, N(2014) Moral wrongs, disadvantages, and disability: a critique of critical disability studies. Disability & Society, 29(4), 638-650.
- Wrenn, C, L., Clark, J, Judge, M, Gilchrist, K, A, Woodlock, D, Dotson, K, Spanos, R. and Wrenn, J(2015) The medicalization of Nonhuman Animal rights : frame contestation and the exploitation of disability. Disability & Society, 30(9), 1307-1327.